

## 1 原告適格とは

民事訴訟（行政訴訟を含む）において、裁判を提起できる資格。

行政訴訟においては、とりわけその要件は厳しい。

## 2 行政訴訟とは

（1）行政訴訟は何のためにあるのか

### ①行政の行為の違法性を争う

一般法として行政事件訴訟法が設けられている。

第一条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

②行政訴訟にもさまざまな類型があるが、取消訴訟などの抗告訴訟については、行政庁の「公権力の行使」について争うことになる。

第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（2）抗告訴訟では、裁判によって、違法な「公権力の行使」によって、**特定個人の有する「法律上の利益」**の侵害を未然に防止したり、回復することが目的となる。

つまり、国民として違法な行政を是正する（公益）目的ではない。

①行政が違法な処分な処分だと考えても、それだけでは裁判提起の要件を満たさない。

行訴法9条1項の要件（「法律上の利益を有する者」）を満たす必要がある。

これをもって、「原告適格」が訴訟要件となる。

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、**当該処分又は裁決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者**（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

解釈として：

当該処分を定めた行政法規が、**不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含む**と解される場合には、かかる利益も「法律上保護された利益」に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する

②行訴法改正にあたり、2項を設け、1項の要件判断するときに配慮すべき事項を定めた。

第2項は、原告適格を広げるためにある。 公害・環境問題も原告適格拡大に寄与してきた。

2 裁判所は、（略）法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。（略）当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案する。

面倒な話ではあるが、大事な話。 行政処分は、行政と権利や義務を与える国民との関係。しかし、この行政処分によって、第三者が被害を被る場合がある。第三者への影響を及ぼす場合がより問題となる

### (3) どこまで認められているか

#### ①小田急高架化訴訟（行訴法改正後初めての最高裁判決）

鉄道高架化についての都市計画決定→都市計画法で公害防止計画適合性要検等・公聴会等による住民意見の反映手続き等の規定→都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定の趣旨及び目的、これらの規定が都市計画事業の認可の制度を通して保護しようとしている利益の内容及び性質等を考慮すれば、同法は、これらの規定を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るなどの公益的見地から都市計画施設の整備に関する事業を規制するとともに、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

#### ②もんじゅ訴訟（行訴法改正前）

単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

◎ 原子炉等規制法に基づく原発稼働の許可・認可

#### ③それ以外に、比較的認められやすい「法律上の利益」

#### ④この二つの判決を見て、どんな法益が認められているのか。

### (4) 保護されてこなかった法益

#### ①関係法令を含めて法律が保護していないと考える場合

A 環境影響評価法における意見提出の権利のあるもの：意見を提出できるが、その機会を失っても、また意見が反映されなくても、権利を侵害されてはいない。

B 残土の処理に係る利益：鉄道事業法は残土処理について何も語っていないという理屈。

#### ②法律が公益として保護している場合

不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべき

A 自然保護

B 鉄道の乗客の安全：生命・健康の安全だが・・・。

C 景観は場合によっては認められる：景観保護地区等の特別の定めがある場合

D その他

### (5) 環境保護団体には、原告適格を認めない

NPOは、その団体の目的を侵害するような行政処分を争うことはできない。

## 3 外国では

(1) 自然保護団体に訴権を認める国は少なくない。

①アメリカ型

②個別法で認めるヨーロッパの国々

③中国ですら、(2) アメリカでは、自然の権利が認められている。

## 4 リオ宣言とSDBs

## 5 結びに変えて 法律と条例の重要性 国会と地方議会への参加を改めて考えよう